

墨田区バリアフリー
交通安全特定事業計画
曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区

令和8年10月
東京都公安委員会

墨田区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、墨田区バリアフリー基本構想に即して、曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般国道6号		向島5丁目37番から 東向島2丁目37番まで	東武鉄道 東武スカイツリーライン 曳舟駅 京成電鉄 押上線 京成曳舟駅	都立墨田川高等学校、コモディイイダ東向島店、あすなろ児童遊園
2	主要地方道王子千住夢の島線（第306号）	明治通り	東向島2丁目37番から 八広2丁目1番まで		第三寺島小学校、東向島児童館、東向島児童館分館、中村病院
3	特例都道深川吾嬬線（第465号）	四ツ目通り	京島1丁目26番から 京島3丁目13番まで		曳舟小学校、からたち児童遊園
4	特別区道墨61号		東向島3丁目32番から 東向島3丁目34番まで		都立墨田川高等学校
5	特別区道墨79号		八広1丁目18番から 八広1丁目28番まで		都立日本橋高等学校、寺島中学校
6	特別区道墨83号		京島1丁目36番地先		ひきふね図書館
7	特別区道墨83号		八広1丁目22番から 八広1丁目24番まで		八広一丁目児童遊園
8	特別区道墨97号		京島1丁目6番から 京島1丁目22番まで		京島西公園、ひきふねどんぐり公園
9	特別区道墨114号		東向島3丁目33番から 京島1丁目25番まで		向島公証役場、都立墨田川高等学校、第一寺島小学校、イトーヨーカドー曳舟店
10	特別区道墨119号		東向島2丁目27番から 京島1丁目42番まで		曳舟文化センター、東京曳舟病院、向島郵便局、イトーヨーカドー曳舟店、ひきふねどんぐり公園
11	特別区道墨120号		八広2丁目1番地先		中村病院

12	特別区道墨 128 号		京島 1 丁目 39 番から 京島 1 丁目 44 番まで	東武鉄道 東武スカイツ リーライン 曳舟駅	東向島児童館分館、曳舟 さくら公園
13	特別区道墨 129 号		八広 1 丁目 1 番から 八広 1 丁目 15 番まで		済生会向島病院、ひいら ぎ公園
14	特別区道向島 5017 号		向島 5 丁目 38 番から 向島 5 丁目 40 番まで		言問小学校
15	特別区道向島 5018 号		向島 5 丁目 40 番から 向島 5 丁目 43 番まで		言問小学校
16	特別区道向島 5024 号		向島 5 丁目 38 番から 向島 5 丁目 40 番まで		言問小学校
17	特別区道向島 5025 号		向島 5 丁目 39 番から 向島 5 丁目 43 番まで		さくらんぼ児童公園
18	特別区道東向島 2018 号		東向島 2 丁目 15 番地先		ふじのき公園
19	特別区道東向島 2020 号		東向島 2 丁目 24 番から 東向島 2 丁目 28 番まで		
20	特別区道東向島 2042 号		東向島 2 丁目 33 番から 東向島 2 丁目 44 番まで		京成電鉄 押上線 京成曳舟駅 向島郵便局
21	特別区道東向島 2024 号		東向島 2 丁目 13 番地先		向島税務署
22	特別区道東向島 2025 号		東向島 2 丁目 16 番から 東向島 2 丁目 17 番まで	京成電鉄 押上線 京成曳舟駅	すみだボランティアセ ンター
23	特別区道東向島 2031 号		東向島 2 丁目 36 番から 東向島 2 丁目 46 番まで		東向島ふじ公園
24	特別区道東向島 2046 号		東向島 2 丁目 43 番地先		東向島出張所、すみだ生 涯学習センター、むこう じま高齢者支援総合セ ンター、むこうじま高齢 者みまもり相談室
25	特別区道東向島 2049 号		東向島 2 丁目 13 番から 東向島 2 丁目 26 番まで		
26	特別区道京島 1011 号		京島 1 丁目 28 番から 京島 1 丁目 35 番まで		曳舟小学校

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	一般国道 6 号	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 8～17 年度
9	特別区道墨 114 号	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 8～17 年度 (継続的に実施)

（注 1） 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	墨田区
重点整備地区名	曳舟駅・京成曳舟駅 周辺地区

